

知的財産・リスク管理プログラム

企業・公的機関・大学等における知的財産管理や
弁理士、コンサルタントに必要な知識が修得できます



人々の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物、情報などを「知的財産」と呼びます。知的財産は、私達の観念上でのみ存在する、形のないものですので、それを物理的に占有することはできず、模倣をすることによって他人が容易に利用できます。知的財産の不正な利用を防ぎ、正当な利用を促進することによって創作者の権利と利益を守り、知的財産の新たな創出を促進し、産業や文化の発展に寄与することが、知的財産に関する法律の目的です。本プログラムでは、知的財産に関する法と実務の基本を学ぶことを通じて、企業や創作者が有する正当な権利と利益を守り、地域の産業や文化の振興に貢献できる人材を養成します。あわせて、企業法務に関わる者が理解しておくべき、企業が直面する法的リスクの予防・対処に必要な基礎的知識を学ぶための授業も設けます。

正課の授業科目によるリスキリングプログラム

プログラム名	知的財産・リスク管理プログラム
プログラム設置部局	法学研究科
プログラムコーディネーター	足立 英彦
概要	人々の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物、情報などを「知的財産」と呼びます。知的財産は、私達の観念上でのみ存在する、形のないものですので、それを物理的に占有することはできず、模倣をすることによって他人が容易に利用できます。知的財産の不正な利用を防ぎ、正当な利用を促進することによって創作者の権利と利益を守り、知的財産の新たな創出を促進し、産業や文化の発展に寄与することが、知的財産に関する法律の目的です。本プログラムでは、知的財産に関する法と実務の基本を学ぶことを通じて、企業や創作者が有する正当な権利と利益を守り、地域の産業や文化の振興に貢献できる人材を養成します。あわせて、企業法務に関わる者が理解しておくべき、企業が直面する法的リスクの予防・対処に必要な基礎的知識を学ぶための授業も設けます。
到達目標	知的財産を保護するための法制度と判例、それらを踏まえた知的財産保護に関わる実務の基本、及び企業活動に関わる法的リスクの予防・対処に必要な基礎的知識の修得を目指します。
履修資格・条件・前提知識の目安	特になし
履修期間及び開始Q	履修期間：Q3からQ4(1学期(2クォーター)以上)、開始Q：3Q
修了要件	6科目中から6単位以上を修得すること

授業科目名	開講学類等	単位数		修了要件 内訳	備 考
		必修	選択		
知的財産法	法学研究科		2		対面
地域振興のためのアートと法	法学研究科		2		オンライン参加可 夜間・土曜開講
農水知財と地域振興	法学研究科		2		オンライン参加可 夜間・土曜開講
中小企業法務	法学研究科		2		オンライン参加可 夜間・土曜開講
ビジネス法務	法学研究科		2		対面(一部オンライン)
情報法	法学研究科法学・政治学専攻		1		対面

特記事項	「知的財産法」「地域振興のためのアートと法」「農水知財と地域振興」「中小企業法務」「ビジネス法務」は法学研究科法務専攻(法科大学院)の学年暦に従って開講されるため、9月下旬から始まります。それぞれの授業科目の詳細は、本学のシラバスをご参照下さい。新年度のシラバスは前年度3月初旬に公開予定です。
問合せ先	プログラムコーディネーター：人間社会研究域法学系 足立 英彦 メールアドレス：hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp 担当係：人間社会系事務部学生課大学院・留学支援担当 メールアドレス：n-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp

プログラム名

知的財産・リスク管理プログラム

プログラムのCP(教育課程編成に関する基本的考え方)

本プログラムは、知的財産を保護するための法制度と判例、それらを踏まえた知的財産保護に関わる実務の基本を修得するための科目、及び企業が直面するリスクとその予防・対処に必要な基礎的知識を学ぶための科目で構成されます。

教育内容・教育方法(教育課程実施)に関する基本的考え方

教育内容

「知的財産法」「地域振興のためのアートと法」「農水知財と地域振興」:様々な知的財産保護に関する法制度、判例、実務を学びます。

「中小企業法務」「ビジネス法務」:企業法務に関わる法制度、判例や実務を学びます。

「情報法」:個人情報保護・情報公開・公文書管理法の基本を学びます。

教育方法

「知的財産法」「ビジネス法務」「情報法」:対面授業、平日日中開講

「地域振興のためのアートと法」「農水知財と地域振興」「中小企業法務」:オンライン授業、平日夜間または週末開講。ただし「地域振興のためのアートと法」では現地視察旅行を実施する予定です。

その他

「知的財産法」「地域振興のためのアートと法」「農水知財と地域振興」「中小企業法務」「ビジネス法務」は法学研究科共通科目、「情報法」は法学研究科法学・政治学専攻の科目です。研究科共通科目には法務専攻(法科大学院)の諸規定が適用されます。法務専攻の成績評価基準は法務専攻(法科大学院)Webサイト「公表事項」で公表しています。(https://knzwls.w3.kanazawa-u.ac.jp/houmu/outline/kohyo.html)

プログラムを構成する科目

科目番号	授業科目名	学修目標	Q1	Q2	Q3	Q4
05318	知的財産法	特許法と著作権法の基本的枠組みを修得する。			○	○
24126	地域振興のためのアートと法	著作権法、意匠法、不正競争防止法、商標法、フリーランス法等など、創作者の権利・利益を守るための法制度の基本を修得する。			○	○
24127	農水知財と地域振興	種苗法、商品の国際競争力強化(GI含む)、商標法、不正競争防止法、地域産品のブランド化に関する法律、畜産に関わる法律等の基礎を修得する。			○	○
24125	中小企業法務	コンプライアンス、機関法務(ガバナンス)、債権管理・回収、労務、契約法務、事業承継等、中小企業の法務で必要な知識を修得する。			○	○
24120	ビジネス法務	企業における法務の位置づけ、企業法務のミッションを理解し、企業を取り巻く様々なリスクとリスク管理の重要性を理解する。			○	○
20027	情報法	個人情報保護法制、情報公開法制、公文書管理法の基本を修得する。				○